

2019年度東北大学大学院法学研究科
博士課程前期2年の課程（10月入学）学生募集要項
（特別選抜）

東北大学大学院法学研究科・法政理論研究専攻（研究大学院）は、法学・政治学のあらゆる分野にわたる学術研究を担う部門であり、2つの専門職大学院（法科大学院及び公共政策大学院）を含む3つの大学院で構成される東北大学法学研究科全体の中では、「知的先端拠点」と位置づけられるものです。

東北大学大学院法学研究科では、教育研究に従事するにあたっての基本理念として伝統的に「研究第一」を掲げてきましたが、不断に高度化し複雑化する現代社会では、日々新たにさまざまな法的・政治的問題が生じており、「研究」の意義と役割もまた絶えず変化しています。研究大学院の目的は、現代社会の諸問題に対し、理論的観点からの研究を行うこと、さらにその成果を踏まえて、理論的研究と法律実務・政策実務との接点に位置する法科大学院及び公共政策大学院に、新たな知見を提供することにあります。

以上のような目的に照らして、法政理論研究専攻（研究大学院）の博士課程前期2年の課程では、次のような人々の入学を期待しています。

- 法学・政治学に関する基礎知識を有し、さらに高度な課題に対する専門的関心を持って先端的な学問の修得を志す人
- 法学・政治学に関する幅広い識見を基礎としながら、各専門分野において国際的に活躍する学術研究者を志す人
- 研究生活を通じて培った学問的洞察力を、より良き社会の実現のために活用する実務家を志す人

この特別選抜入試は、基本的に、既に優れた論文を執筆していることから将来が期待される学生、社会経験を背景とした法学的又は政治学的問題意識を基礎として優れた研究を実施するであろう社会人、日本で教育を受けることによって国際的な観点から社会における法的・政治的問題に対して優秀な提言を行いたいと考える外国人留学生に、より広く門戸を開くために設けられた入試制度です。これらの人々が本研究科において優れた研究を実施することで、理論的・実務的・国際的観点から卓越した人材となることを期待しています。

1. 専攻及び募集人員

法政理論研究専攻

一般選抜（4月入学）・特別選抜（4月入学・10月入学）・JDS特別選抜（10月入学） 合わせて10名

2. 出願資格

博士課程前期2年の課程の入学試験（特別選抜）に出願できるのは、次のいずれかの該当者又は2019年9月までの該当見込み者です。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号参照）
- (9) 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされる者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (10) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (11) その他本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2019年9月末までに、22歳に達するもの

備考1. 出願資格(9)は、本年度は適用しません。

備考2. 出願を希望する者は、出願に先立って、本大学院で指導を受けようとする教員（以下、「指導予定教員」という。）に相談してください。本研究科に所属している教員の氏名及び専攻分野については、ウェブサイト（<http://www.law.tohoku.ac.jp/staff/>）を参照してください。
なお、教員への紹介を希望する者は、法学研究科教務係へ申し出てください。

備考3. 出願資格(6)、(10)又は(11)により出願しようとする者は、事前に入学資格の審査を行いますので、指導予定教員に相談の上、2019年5月30日（木）までに法学研究科教務係に申し出てください。

3. 出願手続

出願者は、次により法学研究科教務係において手続きをしてください。

受付時間は、平日の午前8時45分より午後0時45分まで及び午後1時45分より午後4時45分までとします。

なお、郵送の場合も受付期間内に必着とします。

(1) 受付期間

2019年6月17日（月）から6月20日（木）まで

(2) 提出書類等

出願者は、次の書類をとりまとめ、法学研究科教務係へ提出してください。

募集要項及び出願書類の様式は東北大学大学院法学研究科ウェブサイト

（<http://www.law.tohoku.ac.jp/graduate/admission/application/>）からダウンロードしてください。

ダウンロードがうまくいかない場合は、法学研究科教務係までご連絡ください。

提出書類		摘要
①	入学願書及び履歴書	本研究科所定用紙
②	受験票及び写真票	本研究科所定用紙
③	成績証明書（写し）	出身大学（学部）長の発行する成績証明書 注1を参照してください。
④	研究計画書 4部 （原本1部、コピー3部）	入学を志望する理由、入学後の研究計画、及び、博士課程前期2年の課程修了後の進路等を1,000字程度の日本語で記したものを（A4判） ただし、指導予定教員が認める場合には、英語で書かれたものを提出可能とします。

⑤	志望する研究分野における任意のテーマについて執筆した論文4部（原本1部、コピー3部）	10,000字以上、40,000字以内（外国人留学生の場合は10,000字程度）の日本語で執筆された論文（A4判）（以下、「審査論文」という。） ただし、指導予定教員が認める場合には、10,000字以上、40,000字以内の日本語で執筆された論文の代わりとして、英語で書かれたものを提出可能とします。 外国人留学生は、注2を参照してください。 社会人経験を有する者は、注3を参照してください。
⑥	語学能力試験の成績証明書（写し）	受付期間最終日から過去2年以内に受験した母国語以外の語学能力試験（外国人留学生については日本語能力試験を含む）のスコアを証明する書類を提出してください。提出可能な試験の種類については、4. 選考方法（2）のイ. 語学能力試験の成績証明書を参照してください。証明書類については出願時に写しを提出してください。また、口述試験時には原本の確認を行いますので、ご持参ください。例外として、受験及び証明書類の取得が間に合わない場合には、出願時にその旨の申告書類（様式自由）を提出することにより、口述試験時まで提出期限を延長することを認めます。この場合には、口述試験時に原本と写しの両方をご持参ください。 なお、社会人経験を有する者は、注3を参照してください。
⑦	卒業（見込）証明書（写し）又は学位授与（申請（予定））証明書（写し）	出身大学（学部）長の発行する卒業（見込）証明書の写し 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者は、同機構が発行する「学士の学位授与証明書」の写しを提出してください。また、同機構に学士の学位授与申請をする予定の者は、短期大学又は高等専門学校長が発行する「学位授与申請（予定）証明書」の写しを提出してください。合格者の方は、入学手続き時に原本の確認を行います。注1を参照してください。
⑧	検定料 30,000円	郵送の場合は郵便局で発行する普通為替証書とし、指定受取人欄には記入しないでください。 災害の被災者に対する入学検定料の免除については、次のウェブサイトをご参照ください（4月下旬掲載予定）。 http://www.law.tohoku.ac.jp/graduate/admission/application/
⑨	住民票	日本に在留している外国人で入学を志望する者（在留期間が90日を超えない者を除く。）のみ。市区町村長が発行したものを提出してください。
⑩	受験票送付用封筒（長3）	出願者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、362円分の切手を貼ったもの
⑪	選考結果通知用宛名ラベル	出願者の住所、氏名及び郵便番号を記入したもの
⑫	その他	他に研究業績がある場合は、業績リスト、参考論文等（コピー4部）を提出することができます。 なお、必要に応じ、本研究科が指定する書類の提出を求めることがあります。 注4を参照してください。

注1：本学法学部を卒業した者及び2019年9月卒業見込みの者は、③及び⑦の書類は提出不要です。

注2：外国人留学生は、指導予定教員の推薦状（本研究科所定用紙）及び入学後の研究計画の内容（研究の問題設定、先行研究の状況、当該研究の意義、研究方法等）について詳細に記述した研究概要（様式任意、4,000字程度の日本語で記述したもの）の提出をもって、⑤の書類の提出に代えることができます。

注3：社会人経験を有する者は、所属機関（以前所属していた機関を含む。）の上司等の推薦状（本研究科所定用紙）及び研究計画の内容について詳細に記述した研究概要（様式任意、2,000字以上4,000字程度の日本語で記述したもの）の提出をもって、⑤及び⑥の書類の提出に代えることができます。

注4：受験及び修学上の配慮を必要とする入学志願者のための相談を行っていますので、相談を希望する方は、次の事項を記載した申出書（様式任意）を提出してください。

なお、申出書の提出を理由として、合否判定の際に不利に扱われることはありません。

* 相談の期限：原則として2019年5月30日（木）まで

* 申出書に記載する内容

- ① 志願者の氏名、住所（連絡先電話番号も記載）、② 出身大学等、③ 受験上の配慮を希望する事項、④ 修学上の配慮を希望する事項、⑤ これまで認められたことのある配慮の内容、⑥ 日常生活の状況、⑦ その他参考となる資料（現に治療中の者は、医師の診断書を添付）

* 提出先：法学研究科教務係

4. 選考方法

選考は、第1次選考（論文等の審査）と第2次選考（口述試験及び提出書類による書類審査）とに分けて行います。第2次選考は、第1次選考の合格者に対して行い、その結果と第1次選考の結果を総合して最終合格者を決定します。

外国人留学生又は社会人経験を有する者に対する選考については、別紙を参照してください。

(1) 第1次選考（論文等の審査）

ア. 論文等の審査

第1次選考は、提出された審査論文等の審査により行います。

イ. 第1次選考合格者発表

2019年9月2日（月）

午前 11 時（予定）に法学研究科棟 2 階掲示板及び東北大学大学院法学研究科ウェブサイト (<http://www.law.tohoku.ac.jp/>) に掲示します。なお、同日中に受験者全員に選考結果を発送します。

(2) 第2次選考（口述試験及び提出書類による書類審査）

ア. 口述試験

審査論文・研究計画書を中心に提出書類に基づいて行います。

① 日程

2019年9月11日（水）

第1次選考合格者発表の後、合格者に詳細を通知します。

注：口述試験について、その日時を変更することがあります。その場合には、あらかじめ該当者にその旨を通知しますので、注意してください。

② 場所

東北大学大学院法学研究科（法学研究科棟）

イ. 語学能力試験の成績証明書

語学能力試験の成績証明書として、下記いずれかの試験のうち、受付期間最終日から過去2年以内に受験した試験の成績証明書の写しを1種類のみ提出してください。口述試験時には原本の確認を行いますので、ご持参ください。なお、下記に記載されたもの以外の試験による証明書は使用することができません。

英語 注1, 注4	TOEFL iBT [®] , TOEFL [®] PBT, TOEFL ITP [®] , IELTS
ドイツ語	Goethe-Zertifikat B1, B2, C1, C2, TestDaF
フランス語	DELFB1, B2, DALF C1, C2
中国語	HSK 3級, 4級, 5級, 6級
韓国語	TOPIK II 3級, 4級, 5級, 6級
スペイン語	DELE B1, B2, C1, C2
日本語 注2	JLPT N1 注3

注1：Examinee's Score Record（受験者用控えスコア票）の写しを提出してください。口述試験時には原本の確認を行いますので、ご持参ください。

注2：外国人留学生に限る。

注3：本学で実施する東北大学外国人留学生等特別課程（日本語）の受講者は「履修証明書」の提出をもってこれの提出に代えることができる。

注4：TOEFL, TOEFL iBT, TOEFL ITP および TOEIC はエデュケーション・テスト・サービス (ETS) の登録商標です。

5. 最終合格者発表

2019年9月13日（金）

午後 5 時（予定）に法学研究科棟 2 階掲示板及び東北大学大学院法学研究科ウェブサイト (<http://www.law.tohoku.ac.jp/>) に掲示します。なお、同日中に第2次選考受験者全員に選考結果を発送します。

6. 入学手続

入学時に必要な手続き書類等は、別途案内します。

(1) 入学手続期間

2019年9月18日(水)から19日(木)まで

入学料がこの期間に納付されない場合は、入学辞退者となります。

(2) 入学料

入学料 282,000 円 (予定額)

[納付金額は予定額であり、納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用されます。]

7. 授業料

後期分：267,900 円(年額 535,800 円) (予定額)

[納付金額は予定額であり、納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用されます。]

8. 長期履修学生制度の適用

本研究科では、職業を有している等の事情(注1)によって、標準修業年限である2年を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを願い出た者について、審査の上許可する制度(「長期履修制度」)を実施しており、この制度の適用者を「長期履修学生」といいます。

この制度に関する申請方法等につきましては、法学研究科教務係までお問い合わせください。

注1:個人の事情により、標準の修業年限を超えて在学し、学位の取得を希望する次のいずれかに該当する者としてします。

- ① 企業等の常勤の職員又は自ら事業を行っている者
- ② 出産・育児、介護等を行う必要がある者
- ③ その他、本研究科が適当と認める者

9. その他

- (1) 出願書類等を郵送する場合には、書留郵便としてください。
- (2) 出願手続後の書類記載事項の変更、出願の取り下げは認めません。
- (3) 出願のため提出した書類及び検定料は返却しません。ただし、第1次選考の結果、不合格となった場合、入学検定料の返還請求により、第2次選考にかかる入学検定料23,000円を返還します。
- (4) 可否の問い合わせには、一切応じません。
- (5) 個人情報の取扱いについて
 - ① 本研究科が保有する個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令及び「国立大学法人東北大学個人情報保護規程」に基づいて厳密に取り扱い、その保護に万全を期しています。
 - ② 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入学者の選抜、入学手続、追跡調査、入学後の学生支援関係(奨学・授業料免除及び健康管理等)及び修学指導等の教育的目的並びに授業料徴収等の目的のみに利用します。

2019年3月

郵便番号 980-8576
仙台市青葉区川内27-1
東北大学大学院法学研究科
電話 (022) 795-6176
<http://www.law.tohoku.ac.jp/>